平成２６年（再イ）第３３号

熊本市西区池田２丁目21番54号

再生債務者　草本　修一

1　決議に付する再生計画案　平成27年１月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月19日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月19日まで

平成27年３月５日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再イ）第３７号

熊本市北区鹿子木町49番地２　コトー鹿子木301

再生債務者　坂口久登志

1　決議に付する再生計画案　平成27年１月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月20日まで

平成27年３月６日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再イ）第３８号

熊本市北区龍田弓削１丁目17番６号　インペリアルＣ105

再生債務者　江藤　彰彦

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月20日まで

平成27年３月６日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再イ）第２１号

長崎県長崎市出雲２丁目150番地23

再生債務者　塩﨑　和也

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月23日まで

平成27年３月６日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第６号

山口県柳井市新庄20番地１　市営住宅10号

再生債務者　岡田　真代

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月４日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年３月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年３月27日まで

平成27年３月６日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（再イ）第４号

青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野71番地１

再生債務者　岩谷久美子

1　決議に付する再生計画案　平成27年３月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月３日まで

平成27年３月６日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１２号

香川県東かがわ市引田176番地２

再生債務者　清水　和博

1　決議に付する再生計画案　平成27年２月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月３日まで

平成27年３月６日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２６年（再イ）第２号

福岡県大川市大字大野島406番地７

再生債務者　古賀　恒夫

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成27年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成27年３月６日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第８２号

京都市南区久世川原町185番地33

再生債務者　田村　　潤

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成27年３月５日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号

相模原市中央区水郷田名２丁目14番５―401号

再生債務者　福井　泰明

1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年３月25日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月８日から平成27年４月15日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再ロ）第１号

新潟県燕市桜町815番地11

再生債務者　鈴木　　寿

1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月２日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月16日から平成27年５月７日まで

新潟地方裁判所三条支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第７号

大阪府松原市河合１丁目15番21号

再生債務者　武安　裕行

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月２日まで

平成27年３月５日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両法人の社員総会の承認決議は終了しており、平成二十七年三月二日北海道知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十六日

札幌市南区真駒内南町四丁目三番三号

（甲）医療法人社団栄会

理事長　小笠原篤夫

札幌市南区石山東七丁目一番一〇号

（乙）医療法人社団勝生会

理事長　川崎　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割してＪは甲のアクア事業部（メンブレン部が所管する、中空糸膜及び中空糸膜製品の加工及び販売事業（但し、機能膜及びその製品の販売事業に限る。また、加工については機能膜の加工に限る。）に関して甲が有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月一日であり、甲は会社法第七八四条第三項、乙は同第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mrc.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十三日

掲載頁　一二四頁（号外第一三九号）

平成二十七年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（甲）三菱レイヨン株式会社

代表取締役　越智　　仁

東京都中央区日本橋小網町一四番一号

（乙）三菱レイヨン・クリンスイ株式会社

代表取締役　池田　宏樹